表　ディスプレイに係るモード別消費電力の基準

	オンモード消費電力（W）	スリープモード消費電力（W）	オフモード消費電力（W）
対角線画面サイズ30インチ未満画面解像度1.1ＭＰ以下	≦６×ＭＰ＋0.05×Ａ＋３	≦２	≦１
対角線画面サイズ30インチ未満画面解像度1.1ＭＰ超	≦９×ＭＰ＋0.05×Ａ＋３		
対角線画面サイズ30インチ以上60インチ以下	≦0.27×Ａ＋８		

備考）１　「ＭＰ」はディスプレイ解像度（メガピクセル）を、「Ａ」は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

２　「オンモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、主機能である画像の表示を実行している状態をいう。また、オンモード消費電力は、算定式の算定結果の小数点以下第２位を四捨五入したものとする。

３　「スリープモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、接続されている機器からの信号受信、又はスリープタイマーや占有センサーのような内部機能の誘因事象により低電力モードに入っている状態（接続されている機器からの信号受信又は内部機能の誘因事象により、当該モードから復帰可能であること）をいう。

４　「オフモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、電源スイッチによる起動を待機し、いかなる機能も提供していない状態（使用者が当該モードから復帰させるために機械的スイッチを操作しなければならない）をいう。

５　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表２－２」による。

⑵　目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－８　シュレッダー

⑴　品目及び判断の基準等

シュレッダー	【判断の基準】 ○待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑤低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が500W以上のもの

②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。

４　「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

５　「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表　シュレッダーに係る待機電力の基準

区分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W未満	有／無	＜2.5W
100W以上500W未満	有	＜3.0W
	無	＜2.0W

備考）１　「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

２　「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

⑵　目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－９　デジタル印刷機

⑴　品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。